# 聚雲法派発展の勝躅

長谷部　幽蹊

## 一　宗勢の発展に向けた諸方策

明末清初の間、宗綱已墜と誹謗されながら、表面上宗の体面を保ち静謐を維持していた禅門の海会に一大波瀾を巻き起こしたのは、徑山大慧の法孫を自称した吹萬廣眞その人である。師が西蜀の地に法幢を樹て、聚雲派を形成したのがその契機をなした。けだし新興の宗教宗派が既成の旧勢力から排斥され、抑圧の対象とされるのは世の常であるといえようが、聚雲一派もまたその例外ではなかった。

吹萬眞公は巫峡錦江の隈隩に居し、衒鬻を務めず、真摯な求道の姿勢を貫きつつ、地道に教化の事業に挺身していたことから、その存在が漸く世人の注目を惹き、次第に評価も高まって、短日月の間に派勢が著るしい伸張を見るに至った。

因みに当時禅門の一派では、源流を沽販し衣鉢を付するなど、法を濫る如き好ましくない風潮が瀰漫していたようである。その中に在って聚雲は軽々に授受を許さず、学道者の行履見地が能く人天に垂範するに足る者にして、後に初めてこれを許す[1]といった堅実厳格な行き方を採っており、結果的に教団の粛正革新の動きを示すことになったのが既存の諸宗派、就中密雲法派を刺戟し、加えて聚雲派の法の承継次第に一抹の疑義を挟む余地が存したことも原因して、西蜀に根を下し始めていた破山一派から激しい指弾擯斥を蒙ることとなった。これについては先に一部論及す

るところもあったが、ここに改めてその間の経緯を別な視点から検討してみたい。

## 1　宗派の体制・内実の整備

明末以降禅宗の諸派の間では、源流がとくに注目され、その授受が学道者にとって大きな関心事とされており、時としてそれが教団の発展を左右するほど重要な役割を担ったものと見なされていたようである。聚雲派の源流の正当性が云々されたことも、その点から容易に首肯されるであろう。従ってここではまず聚雲派の源流と、それをめぐる論議、さらに五家宗派の中における一門の位置づけ、宗義、学道法を含めたこの一派の体制、内部的構造と、教化活動を主体とする外部への働きかけ等、内外の両面に亙る諸問題について考察を進めながら、発展の要因を探ってみることにする。

宋代には、宗派圖[2]と呼ばれるものが成立していたことが知られるが、その他に同類のものとして世譜も編述され[3]、ほぼ時を同じくして源流頌の出現をみた。その時期は共に明代末期のことと思われる。密雲法派では他に魁けて源流頌が嗣法の証として伝授されたようである[4]。現に伝存するものによる限り、源流頌には、禅門歴代諸祖の略伝を記し、併せて祖師達の宗旨の眼目を述べ、頌を付した形式が採られている。それは仏祖の血脈の象徴ともいうべきものであり、後継者によって永く承伝されることが期待されていたのはいうまでもない。

そもそも源流頌なるものは、明代中期以降に禅門の諸派において、法灯相続の次第が不明に委した後を承け、その虧欠を補わんがため編述され、伝授されるようになったもので、まさに嗣法者が増加の一途を辿り、宗派意識が昂揚し、宗派発展への関心が頓に強まりつつあった時代の産物というべく、彼の『西天目祖山志』に見える「源委」というのも源流に近似した同類の言葉であるといえよう。

聚雲自身は源流について独自の見解を有し、その授受については多少批判的であったが、この一門においても、源流に類するものが伝授されていたようである。月明の伝によれば鐵牛遠は、証拠として月明に源流を授けたということであり、聚雲は月明から「臨濟正宗」を付せられている。聚雲には「源流唱和歌」の作があり、その嗣鐵壁には「大慧源流一綫の伝あり」という。聚雲は出家する以前、

大慧録四冊を入手して昼夜にも巻を釈かず、生死の大事を提撕し、大慧の『正法眼藏』を得て力究したともいわれている。師はまた「徑山の血脈なお吾にあり」と明言しており、開堂し上堂する際には拈香して、まず「大慧下」の三字を冠称し次いで師承を述べている。[5] 師は親しく大慧の内証の世界に参入し、これに契合する体験をもち、大慧祖との内面的連がりを通してその法を感得していたものであろう。師の言動から、許されるならば大慧に直接嗣法したいという思いの蠢動を窺わせるものがある。「大慧源流」の称謂も、そうした願望を投映するものと解されるのである。

遡って唐代の禅においては、伝法の事は「一に学人の主観に存し」たといい、「古之禪門の相承は……中略、資の見處によりて其本師を定め、出世開堂の日にこれを公表した」もの[6]という。彼の薦福承古が、凡そ一百年の後に、雲門の為に弁香を焚いたことは、周ねく世に知られている。[7] そのことについて承古はすでに「眇劣の徒が心に疑謗を生ずるや定かなり」と予告していたと伝えられているが、聚雲も一部これに共感するところがあったのではないか[8]と思われるのである。

けだし法の承伝には、伝統に基づく形式的儀礼的側面が存し、その点では歴史的現実に制約されることになるが、他面超自然的非合理的体験の直接性から、物理的時間と空間を超えた純粋な宗教体験に特有の超越的側面も認められる。例えば中唐期の禅において、如來から慧能まで十三代とする祖灯説が樹てられ通用した如き、そこに長短の論議とは別異な内的構造に関わる問題が介在していたことが想定される。しかし合理性が尊ばれるようになった清代には、もはやこの種の伝灯説や遠嗣[9]に類することが許容される情況にはなかった。

聚雲は源流の事を重視し、これについて深い思索考究を加えており、本を忘れ末を逐いて自心を解究せず、毎に源流の説に向かっていた実状を慨嘆し、もし源流の事を論ずれば、有に非ず、また空にも非ず云々と、自説を開陳している。[10] 上述のように当時なお聚雲派の源流の真正性について疑念を抱く向きがあったから、他派との間に軋轢を生ずることのないようにとの配慮からか、初めは源流授受については公言せず、源流頌を梓に上すこともしていない。こ

の一門では、開宗後しばらく公的には、宗統頌の称呼を用いていたようである。そのことは、三山來、喬松億、童眞善、野雲映等諸師の語録には、南嶽第一世から第三十世に至る諸祖の伝と、上記三師による頌がそれぞれ付録され、見処が披瀝されており、それらが一様に「宗統頌」と呼ばれていたことからも明らかである。[11] ところがやや降って別庵の嗣の世代、鑑堂、翠崖両師の語録には、堂々と源流頌と銘打った一篇が收録されているのを見るのであり、[12] そこに清代禅宗教界の聚雲派に対する処遇の変化が看取されるのである。従ってこの前後から聚雲派においても、源流の授受が公然と行われるようになったとみられるのであり、それが宗派としての認証、教界における位置づけにも関わりをもち、一派の発展にも寄与することになったと考えられるのである。

明末禅門諸派の間には、宋朝禅への憧憬と、五家の盛時に回帰せんとする熾烈な想念、真摯な志向が看取される。『五家語録』の再編、『五燈會元』の続輯としての燈録の編纂印行等一連の動きは、この風潮を裏書きする事象であるといえよう。[13]

ところで聚雲派が苟くも五家の流れを汲むものであると主張するからには、五家の宗義を究明してこれに精通し、他に向って説示する程の力量を具有することが、一門の諸師に要請されるであろう。実際聚雲は、諸方から師の許に来り参ぜんとする者には、五家の宗旨を会得して初めて相見するのを許したといわれている。[14] これに関連し、師の会下鐵壁には『五宗斷』の作があり、沈赤肩は、「五家宗旨歌」を製し、耳庵は、「五家頌」を遺している。また鐵壁の嗣三山燈來は、諸書を博捜して旨に合するものを取り、己見を參えて一帙を成じ、『五家宗旨纂要』と命名した。書題の示す如くこの書は、五家の宗旨の綱要、接化の法、宗風の特色を述べ、学者をして依る所を得しめ、体究に便せしめんとしたもので、三山自ら語および頌を付している。書の構成は大概『人天眼目』のそれを踏襲している。もとより公刊を期して書き著されたものであるが、私かに企画者が三山および一門の師僧に咨ったところ、止めて秘授すべきであるということになり久しく笥中に蔵されていたようである。なお自序には、「時（改行）順治丁酉孟夏既望三山燈來題於五雲方丈」と記されているが、この年に

稿成をみたとは考え難い。[15] というのは、『三山來禪師年譜』中には編著の事に関する記述が見られないからである。ところが、年譜の康熙元年壬寅の条には、宗旨の不明なるを痛み、道を求める者が一橛を執って『宗旨纂要』を著し、慶忠老人に呈したとある。この時老人は「顯を微し幽を闡き深く的旨に符す。此を以て人天の正眼を開鑿せり。大いに後世に功あるも、ただ當に密傳の法器たるべし。佞りに匪人に授くる勿れ。恐らくは穿鑿を致さんのみ」と嘉歎したと記されている。これによって書成の年は康熙元年であると見るべきであろう。

なおこれ以後三山は切りに五家の宗旨を挙揚している。康熙七年には新寧縣尹沈克齋に五家宗旨を挙して勘験しているが、居士は黙契して記剳を受けたといわれている。[16]

『宗旨纂要』には、康熙四十二年に別庵が識語を付し、その稿を法孫空寧に授けた。寧公は資を募り、王次瑜が版行の事に任じ、法雨寺に板を留め流通を図らんとしたという。

## 2　宗派の発展に関わる諸外縁

以上聚雲派内部の問題を中心に論じたが、以下少しく外部的要因について考えるに、ここで対外的に為すべき事は徑山に祖塔を拝し、大慧の法裔たることを天下に公表し、禅門諸派の認証を取りつける手続であった。そのことはしばしば「一大事因縁」の語を以って話題とされてきた如くであり、この一門にとって永年の懸案とされたものであった。

聚雲は、先に一言したようにいち早く徑山行を企てたが、周囲に制止されて果さず、衡山は、徑山に祖塔を拝したが、[17] それは一門を代表して為された公的行礼であったとはいえず、徑山の僧衆が注視する中で行われたものではなかったようである。というのは拝塔の試みは、その後執拗に繰返されているからである。鐵壁は幾度か祖塔を礼せんとしたが遂にその機に恵まれなかったといい、三山の場合も同様であった。鐵壁はその嗣童眞に拝塔の実現を期待した。童眞が依嘱に応え得たか否かについては明証を得ないが、康熙八年、嘉興天寧寺への入院を拝請した縉紳の疏中には、既にこの一派が妙喜の宗風を承け、その分灯の一たることが述べられている。[18]

康熙二十五年、別庵は徑山に祖塔を掃い、天童に錫杖を

寄せている。遅れて康熙四十一年、竺峯は漸くにして祖塔を礼し、玉峯等の請に応じて上堂し素懐を遂げたのであった。[19]

このように聚雲法派は、久しく禅の教界に正当に位置づけられるに至らず、その間一門の僧衆は多少とも自卑の感情を抱き、有形無形の抑圧を蒙るのを余儀なくされた。しかしそのことが却って同門の結束を強固ならしめ、相互に法誼を篤くし、一つの目標に向かって協心して事に当るのを可能にし、悲願の達成に導いたといえるであろう。

思うに大慧が生きた時代と聚雲のそれとの間には、五百年に近い隔りがある。にも拘らずこの両派には、妥協を許さぬ厳厲さ、激動の時期を生きて艱難辛苦するなど、ある種の共通点が見出されるのである。大慧は、北辺を窺う金の脅威が増大しつつあった緊迫した状況の下で、時の権力に抗して流刑に処せられ、免を得た後徑山に再住して大いに化を挙げ、士大夫に篤く敬慕せられた[20]、と伝えられている。これに対して片や聚雲の開法は明末に当るが、政権の交替をめぐる長い攻防の戦いを制した清王朝も開創後なお日が浅く、反乱が頻発し、国情はしばらく不安定であった。殊に漢族出身の士大夫階級は、異民族の支配下に在って鬱屈した心情抑え難いものがあったようで、彼等は内心の不安を解消し、妄念を掃蕩する方途の開示を求め、聚雲を訪うて問法した。聚雲が大慧の禅に傾倒し、これに親近感を抱くようになったのは寧ろ自然な事の成り行きであったといえよう。

次に注目を惹くのは聚雲一門には居士身にして問法する者が多かったことである。聚雲が尹参府遂行居士の請に応じ、郡西の巴臺寺に結制した時、道俗の往来は織布する如く頻繁であったといわれており、多少表現に誇張はあるとしても、衆の至る者五千指に上ったと伝えられている。[21]師はおよそ世間的な虚名とは無縁な人で、その峻厳な禅風は夙に広く世に知られていたところであり、法嗣は僅か三人を数えるに過ぎない。聚雲の門庭に出入りして請益し、またその化を支えた居士として、田素庵等二十名の存在が確認されるが[22]、そのうち許されて師の法を嗣いだのは、水部尚書熊汝學月崖居士ただ一人である。

第二代の鐵壁も在俗の求道者の需めに応じて大いに化を開き、師が接見した公卿士人にして灯録に名を留める者は

凡そ六十名の多きを数えるが、その法を嗣いだのは、中丞呉天啓、臬憲文葦庵、長陽侯胡屏山、副戎王用庭の四公で、熊月崖は重ねて筆頭に名が挙げられている。その他記莂を受けるには至らなかった有道の縉紳は三十名を超える。[23]

鐵壁に嗣いだ三山燈來に就学し嗣法するに至った護法には、總戎袁寶善、刺史沈克齋、太守朱葵石、李青眉、張雙承等があり、慇懃に問道したことが認められている者として、給事中李兼涪等二十九名の名が知られており、その門を叩き室内を窺った公侯士庶に至っては、容易に指数し得ぬほど多数に上っている。

聚雲派はこのように代を追う毎に政財界に化を拡げ、要人達の間に信奉されるようになり、それら有力な檀越外護者を通じて清の王室との連がりが生じ、さらにそれが勅額帑金の下賜等の事に結びついたとみられるのであり、これまた聚雲派発展の要因の一つに数えることができるであろう。なおこうした支持者達の中には、冉開明、袁寶善、王含輝、潭養玄等のように、新たに院を創し、所有地や自宅を捨てて寺とする者があった[24]から、それによって一派の寺庵数が漸次多少とも増加する動きを示している。

聚雲一門にとって、いま一つの課題は西蜀の内に跼蹐せず、彼等が祖庭と仰ぐ徑山の所在であり、五山を擁し禅学の淵叢でもある浙江、およびその周辺に広く化を伸張することであった。聚雲は若くして呉・閩・粤・楚の諸方に遊行して各地の形勢を探っており、年時は不詳であるが、金陵の觀音庵に住し小参を行なっている。萬暦四十六年、師は湖廣衡州府湖東禪院に開法した。その後この一門の諸師が湖廣内の寺刹に出住したのは、その際の縁故によるものであろう。

聚雲の嗣鐵眉は、順治元年熊自福と共に湖廣の施州衛に入り、三渡屯の熊耳庵に化を開き、燈嵩がその後を承けている。この施州の地は、元代には夔州路に属していた程であるからもともと四川の一部であり、聚雲派の本拠地に近接していたのは確かで、境界に位置していた。次いで康熙七年には喬松億が、湖廣鄂州大別山臥雲禪院に晋住した。そして同年、萬峯眞公が、湖廣徳安府孝感県の簡堂禪院に出住し、さらに湖南長沙府潭州の萬峯に演法したことが知られる。やや遅れて康熙十四年に至り、又山證公が湖廣荊

州の善述および圓通[25]に化を開いた。これらは何れも夔州からは舟運の便に恵まれた地である。

浙江方面について見れば、三山燈來が康熙八年に、嘉興府の名刹天寧寺に開法、康熙二十五年にその嗣別庵性統が寧波府定海県普陀山に入り、ここに法化の基盤を確立したことが注目を惹く。別庵は杭州の永壽、聖因、徑山の法席を董したといわれている[26]。別庵に嗣いだ翠崖空必は、康熙三十年、杭州府仁和県永壽禪寺に入院開堂した。同学の斗南必皡は温州府の接待寺に出住し、竺峯は康熙四十一年に嘉興府楞嚴寺の請に応じている。

江蘇の地には、康熙三十九年に斗南が常州府無錫県慈雲禪寺に開法したことが知られる。慈雲はもと禹門興化禪院[27]と称し、幻有、密雲、箬庵および会下の宗師が継席した名刹で、康熙三十八年には御書の寺額を賜うている。恐らく別庵が事に関わったのであろう。

江西地方については、翠崖が贛州府長寧県獅林禪院に化を開いている。江蘇、江西と先に付説した湖南とは、この一門との縁が稀薄であるように思われる。

四川の遙か東北に当る京師への進出もやや遅れるが、康熙三十六年、翠崖が觀音禪寺に住し、次いで嘉興禪寺に化を開いている。その間に翠崖は和碩親王の対霊小参を行い、また北京西山平坡寺、後の聖感寺に至り、『五燈全書』の編者霽崙超永に謁し答話を交している[28]。

南のかた雲南貴州一円には、密雲の法孫敏如相の門下が法幢を樹て化を盛んにしていたが、三山の嗣立雪照見は、康熙三年雲貴に遊び、貴州に行化すること十五年に及んだという[29]。

以上に見た如く聚雲派は、その第三世代頃から西蜀を後に諸方に進出し、禅門にゆかりの深い枢要な地域に化を開き、次第に教線を伸張せしめたことが知られるのである。

なお別庵が康熙三十年に『續燈正統』四十二巻を公刊したのは周知の事実であるが、この書は本派の出自、宗旨を述べ、それが大慧の法統を承け、五家の伝燈の一流に連がる禅の正統派たることを内外に明らかにし、教界に確固たる地歩を築き上げるのに貢献したのであるが、同時に聚雲派を発展に導く一連の事業を総括し一応の完成に至ったことを暗示するものとしても注目されるのである。

さらに特筆すべきは、この一門の師僧達が互いに懇篤に

法誼を交し、総体的に親密な関係を保持したことであり、直接的な師弟の間柄を越え、共同して門下を教導育成したことである。[30]

こうした内外の多方面に亙る教団整備の諸活動が、依って以って本派を伝統的禅門諸流に拮抗する位置に至らしめ、遂にはそれを凌駕する段階にまで押し上げたといえる。そしてまた聚雲派が、永らく孤立し、疎外された状態に置かれていたことが、却って一門諸師の団結協心を促し、発展に結びつける力を誘発し、さらに宗の根基を培うことになったと考えられるのである。

## 二　聚雲派の発展に貢献した師僧

翻って思うに、凡そどのような社会集団であろうと、当該集団の構成員が堅固な協力態勢を確立することによって発展し繁栄がもたらされるのが常である。しかしただそれだけに止まらず、特定の選ばれた少数の精鋭が人士を牽引し、強力に事業を推進することによって効率よく目的が達成される運びになるというのもまたわれわれが屢々目睹するところである。

すでに明らかなように聚雲法派は、中国禅宗史の上でその最終段階に、吹萬廣眞によって創始され、会下の逸材鐵壁が、堅実に教団の基礎固めを行い、これを承けて三山が、喬松億、野雲映、童眞善、竺峯敏等の協力を得て寺門の整備、法嗣の増員、教化地域の拡大を図り、その門下に別庵が出づるに及び一世の頽風を掃い、法統を明らかにして聚雲派の存在を広く世に知らしめた。聚雲一門では号諱の明らかな者だけでも優に七十名を超えるが、無名の師僧と雖も各自器量に相応して発展に寄与するところがあったであろうから、それら諸師の貢献をも正当に評価すべきであろうが、ここでは特にその業績が顕在的な、三山、別庵両師に焦点を当て行化の跡を辿ってみよう。なおそこには長所短所を含め、本派の体質や実態を裏書きするような挿話秘話が随所に鏤められていて、興味津々たるものを覚えるのである。

### 1　三山燈來の伝歴――その入道から開法まで――

師は四川省重慶府塾江県の人で姓は曾氏、明末萬暦四十二年の生れである。在俗時の諱は守定、字を不破といい、弔巖山の南・浙二師に受業した後、諱を照洪、字を華度と

称したが、一般には三山燈來として知られている。[31] 三山というのは師の号であるが、それは幼い時からの読書の場であり、二十二歳以後しばらくの間滞在していた石坎廟の背後に聳える三峰に因んで自ら命名したものとされている。当時門下生がその偈語を集めて『三山居士集』と呼んでいたというから、既に早くから声望があり、三山の名は近隣に響いていたようである。師は生涯を通じ、好んでこの号を用いている。

なお曾家は詮部敏公以来、七世に亘る科甲の族として世に聞えた家柄であった。その関係で三山は、幼少の時から書策に親しむ機会に恵まれていたようである。師は三人兄弟中の季子であったから、仲兄に就いて儒書を学び、兄弟こぞって科挙に備えたものであるらしい。師は七歳の頃から仏書を読むのを喜び、十三歳の時、出世の法を学ばんとの志を抱いたが両親ともこれを許さなかった。仲兄は科挙に首選の栄を獲ち得たというが、師は十四歳の時点での小試、十六歳の折の歳試等には共に好成績を収めたものの、十七歳、二十歳と科挙に応じ、何れも不第に終っている。その後二十六歳、二十九歳と再三応試したが、その都度不測の椿事が出態して点額の嘆を喞つことを余儀なくされた。

順治十五年冬、外寇の境に乱入するに値い、師は親族子弟門生奴僕等を率いて賊と交戦し、よくこれを退けた。翌順治十六年には、邑中の白蓮教徒が賊の勢力に便乗して群起したので、これを邀え撃って援を為し、賊首を挙げ、望まれて帥となり家属を率いて山寨巌洞の間に地を避けつつ、寨に頼って戦いを続け、時には一手を以て血を拭い、一手に鎗を奮って数十人の賊を連ね刺したこともあったという。それは師の出家以前のことであるから、その振舞いが殺生戒に抵触するか否かの論議はこの際当らないと思われる。身分職種に拘りなく、こうした異常な事態に直面してそれも止むを得ない処置であったという他はない。

これに先立って師は、慈母、家君、叔父を相い次いで失い、正室を亡くし、応試して失敗するなど相い次いで不幸悲運に見舞われ、また兵乱が頻発し激化するなど内外ともに多事多難で、人生の厳しい試練の渦中に身を置いていた。かくて師は遂に二児[32]を長兄に託し、弔巌山の南・浙二師[33]に投じて出家したのであった。時に師は齢三十有一。

薙染はしたものの三山は、なお官界に未練を残し去就を結着しかねていたらしい節が見受けられ、その後順治元年に東明[34]に寓し、さらに石司の太平山に鐵壁に参じながら、僅か半月にしてその下を去っている。その理由については、三山がそのまま鐵壁の会下に留まり、授業師の許へ戻らなくなるのを恐れた南師が、三山を強いて黔に連れ去ろうとしたからであると釈明している。何れにしてもこの頃三山は、両李先生と社を結び詩文の講学に従事しており、修道に専念していたとはいい難い。師が三十二歳の時、偶々任地に赴く伯兄から迎えを受けた。初めは固くこれを拒んだが、結局同行することを肯んじ、以後三年有余の間、兄と共に過ごしている。その前後は居所も一定せず、学道の姿勢にも厳しさが欠けていたとの印象を免れぬが、それは師が二兎を追うような不徹底な生き方をしていたところから来るものであろう。

三山の三十歳前半は、新旧の諸勢力が入り乱れて覇権を争い、互いに角逐を繰り返していた戦乱の時期に当る。即ち国内各地に叛乱軍が蜂起し、北東部からは女眞族が侵攻し、華北から長江中流域をまず支配下に置き、やがて争乱は全土に及んだ。明の遺臣達は王室の末裔を順次擁立して諸方に再挙を企てたが、王朝の命運は危殆に瀕し、清朝の優位が決定的となり、その覇権が確立されつつあった。こうした激変する社会変革の中に身を処き、大きな時代の波に翻弄された明朝に仕えていた名士の中には、官を捨てて仏門に帰する者が少なくなかったようである[35]。

因みに清朝が薙髪令を下したのは順治二年六月のことである。これを承うけて明の遺民の中には異邦の俗に従うのを潔しとせず、髪を留めて民族の矜恃を保全せんと、深く山中に身を隠し、あるいは海外に逃亡し、あるいは進んで死を選ぶというように、その対応の仕方は元より一様ではなかったが、予想を超えた激烈な抵抗運動が展開された[36]。そこにはいま一つ別な選択の余地が残されていた。即ち出家である。この場合、同じく髪を去るにしてもそれは自らの自由意志に基づくものであり、たとい消極的との謗りを受けることがあるにせよ、少なくともこれに抵抗の意を籠めることは可能であった。それは誇り高い漢民族にとって、唯一残された救いの道であったといえよう。なおこうした激しい時世の推移変動は、世俗的地位栄誉に恋恋とし

ていた三山の迷情を払拭する上に絶好の機会を与えたと考えられるのである。

ところで聚雲派の師僧の多くは、次の世代を担う学人の訓育に関心をもち、一様に惜しみなく示教開導の手を指し伸べた。三山が青山の頂堂に在った時、偶々巴掌が居合せたので、時に請益したことがあったというが、それは長期に及ぶ参学ではなかった。ただ師が昏沈に陥り、疑団起こって進退谷まり、苦しい心中を巴掌に打ち明けた際、巴掌はもし真実その境地に至ったのであるとすれば、久しからずして消息あらん、と師を激励したという。これによってみれば三山は鐵壁、巴掌の両師に参じ、その提撕に与っていたことが知られる。相前後して三山はさらに鐵壁に就いて問法しているが、これまた一年を越えることはなく、未だ印証されるに至っていない。

これより先順治元年に、巴掌は施州衛に至り、南濱に錫を転じ、次いでまた施衛に入っている。その頃に巴掌は青山に来止した事があったようであるが、長く逗留した訳ではなく、仮に三山が巴掌の存命中に熊耳に至り得たとしても、巴掌は旅衛に入って程なく化を遷したとされているから、三山がこれに教えを受ける十分の時間的余裕があったとは思えない。三山が巴掌に己が見所を披瀝して証明を請うた形跡は見当らないが、もし巴掌が懇ろに勘験を加えることなく、早卒に印可するといった挙に出たとすれば、笨漢[37]の非難は免れ得ず、無眼子といった嘲罵も甘んじて受けなければならなかったであろう。巴掌にしてみれば、たとえ相手が自分より年少であろうと、苟くも聚雲一門に在っては先学に当り、恩義もある鐵壁を差し措いて、三山を己が嗣とするといった軽挙妄動を敢えてしたとは考えられない。

順治五年、三山が石柱司に道をとり、石峰に鐵壁に再謁した際、老人から他人の脚跟下に転随するような行き方をするのを難詰されている。これによって師の挙措進退の在りようの如何を推察することができる。

師は一旦戦火に荒廃した故郷の土を踏んだ後、青山に遷った鐵壁に改めて参じ、しばらく修行に精励するかに見えた。しかしそれも長くは続かなかった。繰り返すが、師が鐵壁に随身していたのは、順治五年戊子の冬から翌六年己丑の冬頃までで、順治七年の初めには熊耳の請に応じ施

衛に入った。なお巴掌は、耳庵の語録の記述から推して、順治六年十月頃に謝世したとみられるのである[38]。ただ三山の年譜によると、巴掌は師のために偈を留め法を付嘱しようとしたが、師はそれを受けることをしなかったという。ところが『三山來禪師語録』中の「行實」には、巴掌の寂後に僧俗の請に応じ、上堂拈香したとある[39]。それは巴掌の法席の欠を補う形をとっていると解される。ここには鐵壁は登場せず、三山が鐵壁に付法されたのは順治八年のことであるから、巴掌に嗣いだのでもなければ、正式に嗣法香を焚いたという事でもあるまい[40]。ただ順治十一年、崇聖禪院における上堂の語に、巴掌の鼻孔を薫破し、鐵壁に供養す云々、といった他に例を見ない微妙なニュアンスを含む表現が認められる。上述した経緯からも窺い知られるように、鐵壁、巴掌両師をめぐる三山の言動にはいまひとつ納得し得ない点が存する。それはまさに深く胸腹中に芥蒂して去り難きものあり、とでも言い表す他はあるまい。

順治七年、鐵壁からの前後十七通に及ぶ帰山を命ずる信書に接し、三山は意を決して旅立ちし、九峰の白雲静室を過り西脈の供養を受け、同年秋、耳庵に別れを告げて靈峰に向かい、翌八年に、三度鐵壁の会下に投ずることになる。

往昔三山は、いささか自らの才智に怙恃するところがあったようであるが、幾度か応試して叶わず、挫折を重ね、仏法の大事を諦めることもなく、自らの不甲斐なさに切歯扼腕する思いに駆られることがあったという。師が虐を病んだ時、過ぎ来し方を顧み、生死の大事を窮めんと力めたものの、世俗の桎梏に繋がれて事を果し得ず、漸くこれから解き放たれたと思えば業病に取り憑かれるといった始末である。自分には今生の般若の縁がないのであろうか、と痛く慨嘆し苦衷を吐露しているのを見る。その後厳しい飢饉の難を克服して苦修しているが、この頃になって漸く決定不退の道心が鬱勃として師の身内に湧溢しつつあったのであろう、寝食共に忘じて参究するもの三昼夜、遂に忽然として頴脱するに至り、大法を分付せられ、名も燈來と改め、遂に衆に首となることを得たのである。三山の真面目、ここに初めて現成し、長い低迷逡巡放浪の生活に漸く終止符を打った。この事あってからの三山については評価を大きく改めなければならないであろう。以後三山

は陞座説法を己が任とし、学人化導に専念することになるのである。

順治九年、師は衆を率いて北上し、途次梁山を過り、總戎姚聖瑞の請により石龍寺に留まって復旧に力を致し、工成なって興龍禪院と額を改めた。衆の至り参ずる者多く、その数三百を越えるに至った。

順治十一年、慶忠鐵壁老人を忠南の玉印山に省み、總戎袁寶善の請に応じ、忠州崇聖禪院に開法、翌十二年に興龍[41]に結制するなど席の暖まる暇とてなく、順治十四年には再び姚公の請を受け五雲[42]に住したが、学侶雲集して五百余人に上ったと伝えられている。

順治十七年[43]には新城寨に新庵を建立し、避乱の計を為したといわれているから、当時なお物情騒然として世は不穏の形勢にあったことが知られる。この間師は工事を視察督励したが、入浴の後違和を覚え、重疾を患ったものの、昼夜を経て幸いに治癒した。

順治十八年、会下の千夫一、無言養、大衍豫、立雪見等上足四人に付嘱を与え継嗣を儲けた。翌壬寅には立雪照見が、南・浙二師の塔銘ならびに真讃を作ることを請うた。これより先、讃をめぐって破山と鐵壁との間に真・非真の論が交され、応酬がなされたが、三山は、是非両忘の処にあり、と自らの立場を明らかにしている。因みに立雪は、曾つて南・浙二師に就いて落髪している。そうした因縁で三山と立雪とは、互いに兄となり弟となって手足の道誼を交した間柄であった。この二人にとって授業師である南・浙というのは凡融、定空二師の事で、それぞれ本貫が南京の六合、浙江の山陰であったところから、当時これを呼ぶに南・浙の称を以てした[44]。凡融と定空とは行脚の道すがら偶々相い遇うて誼を契り、爾後互いに畢生の伴侶となり遍ねく名勝を歴遊し、終生行を偕にしたということである。

遡って天啓三年、南・浙二師は西蜀の地に足を踏み入れ、蛾眉を礼せんとして墊江の弔巖山に至り、山頂の石窟に危坐していた処、僧俗の帰投する者多く、遂に梵刹を成じ斷雪禪林と額した。以後ここに開堂して四方の雲衆水衆を接待教化すること無慮幾千人といわれ、広くその名を知られるに至った。

三山が弔巖山に二師に就いて落髪して間もない頃、兵擾に遭遇して門下は四散した。かくて三山は両師の下を去っ

て鐵壁の会下に身を投ずることになったのである。一方南・浙二師は忠州に道をとったが、南師は順治八年、忠州の天壽山に滅を示した。残された浙師は独りその霊骨を背にして数個所を遊歴した後、忠州石寶雲巖洞に寓居していた三山を訪うたのであった。師は弟子の礼を執って浙師を厚遇したという。

伝えられるところでは南・浙二師は、共に銭帛を身に帯せず、権貴を奉じて利養を図ることはなく、盛名を世に馳せ華美な活動に従うこともせず、頭陀の行者の如く静逸な生を楽しんだとされている。従って三山と二師とはその時点に至って、漸く互いに目指す方向を異にするようになっていたと思われる。従って三山が南・浙二師と袂を分ったのは事の善し悪しは別として寧ろ自然な成行きで、敢えて異とするには当らない。

次いで浙師は請われて金剛山に入ったが、予めその山頂を卜して塔所とし、数日を経て微恙を示し化を遷した。そこで立雪をはじめ門弟達が両師の為に合葬の浮屠を造り、三山に銘を求めたのであった。

ところでこの一両年、絶えず師の胸中を領していたのは、松下石上芳草緑樹の間を時序に随って徜徉せんとの思いであった。康熙元年秋、三山は五雲を辞し、衣を払って江を出づるに門従者市の如くにして至る所の小院にはこれを容れる能わず、よって石寶の雲寶洞に寓したという次第である。浙師の来訪は正にその時の事であった。その翌年、師五十歳、按偶の拈に、雲崖洞中閒にして事を没す茶を烹地を掃い爐に香を爇く。人ありて我に西來意を問はば　手を拍ち呵呵として笑ふこと一場、と見えている。これによると三山は、この間しばし清閑の日々を娯しんでいたようである。門下の居士袁寶善が、名刹を以て師に請を致しても遂に応じようとはせず、入山にはただ深からざるを恐るといい、さらに山中深く退隠せんとの意を表明している。居士が存念を質すと、石寶に近い汝溪の上、千峰環列の処が居に適しているとみられる故、と心底を明かした。袁公は直ちに師を送って開山せしめようとしたが、師はこれを制し、標下に待つようにと指示を与え、この地の主たる汪寧宇の許に往き、化して寄捨するよう説いた。

これに先立つ順治十一年、早くも師は汝溪を過り、この山が巍峩として聳峙し蜿結虬盤せる状を遠く望み見て(45)、郷

人黒龍潭居士を激いて上方に先導せしめ、予め方位を弁じ、東南に面して梵宮を、西北に向けて浮屠を造る計画を樹てて譚養玄に詢っているところから、予て長期的展望を以て事を進めようとしていたことが判る。その後師がここに来至する前夜、汪氏は、地を捨てて寺を造るようにとの金甲神の夢告を受け、これを諾していたという。かくて族長汪星斗に会ってその同意を取りつけ、康熙元年の上元に入山し、工を鳩め材を度り、大殿から始めて方丈、廊廡等を造り、漸くにして大観を成じたので、師は筆を執って「高峰碑」を撰した。修造の工は康熙三年まで続けられて天王殿、厨庫、雲堂等が建造された(46)。以後三山は、しばしば高峰と呼称されているから、これを以て師の主住地とすることに異論を挟む余地はなかろう。師はここで、『高峰間咏』『拈頌正燈集』を著している。

なお潭公は、壬寅年初見以来三山に心服し、磐城の宅を捨てて仏寺となし、師を延いて住持たらしめんとした。康熙四年、師は請に応じて曇華禪院(47)に入院開堂した。翌五年、監院大笑崇公が寶善居士を通じ高峰開禧禪院(48)に結制を請うたので高峰に帰って上堂し、翌年には再び曇華に入った。耳庵の会下に在った玉眉上座が、巴掌の衣鉢を代付されたのはこの時であり、紫垣貴、天湖定、雲林現、大笑崇等が同時に付嘱せられた。これより以後の凡そ十年余が、三山の生涯における最も光輝に満ちた時期であったようである。実際師は化導のために文字通り東奔西走しており、詩偈書文の類いも大部分がこの間に成っているからである。

## 2　三山下化演殷昌の状

康熙七年、師は新寧の県尹沈克齋に迎えられて新寧に至り開法した。沈公はすでに前年より痛く師の叩撃を蒙って省発を得、この年に印記され、源流を授けられて号を赤肩、諱を性宗と称し、嗣法門人の列に加えられている。三山は四月に新寧を発って曇華に帰り、七月には治平に慶忠老人を訪い、辞して南行の途に就いた。八月、鐵壁は微恙を示し、伝え置くべき三件の大事ありとして師の帰来を手配せしめた。側に持していた大笑がこれを聞き、人を曇華に遣して師を迎え還らしめんとしたが、師はすでに登舟して南下の途に就いていた。程なく三山は師命を聞き知って急ぎ立ち帰ろうとしたが、流れを遡ることになるために兼

程するのは不可能であった。鐵壁はしばらく三山の到来を待っていたが、すでに南行し去ったものとみなし、浴を索めて化を遷さんとした。衆は三山が帰来するまで少らく留まらんことを願ったが、偶々公事を以て治平を過った譚某なる者が師の南行を報じたので在山の衆僧は、もはや止むなしと三山への伝言を取り次ぐことを申し出たのであった。これに対して鐵壁は、師の来山が期待できない今となっては言うも益なし、と衆を警し坐化したと伝えられている。

鐵壁は、三件の大事[49]なるものを他に明かすことなく長逝した。従ってそれがどのような内容を含むことであったか何人も窺い知ることもできなかった。仮にそれが聚雲派全体に関わることであれば衆僧の前で明言されたに相違ない。恐らくは何か公開を憚られる種類の事柄に属していたものであろうが総て推測の域を出ない。三山の年譜中には、師がその後三件の大事に言及したことは記されていないから、大凡の察しはついていたものであろう。

鐵壁の寂後幾何もなく、師は治平に帰着し、自ら主喪の事を司り、師の霊骨を迎えて高峰に安じた。康熙八年、師は譚養玄の請に応じ報恩会にて説法をなしたる後、譚公に別れを告げて南下し、漢陽に出で、眉山、喬松の二師を臥雲に訪うた。この時安州簡堂禪院に住在した童眞善公が衆を率いて来り、師礼をもって三山に見えた。師は遜謝して相い与に盤桓月余に及んだという。次いで師は、里に帰らんとして楚を過った沈赤肩居士に迎えられて嘉興へ向かい、天寧寺に入った。その時は沈公が覓めた巨鑑に便乗しての入府であったから、少なからず衆人の耳目を聳動したものであろう。師はそこで聚雲以下三代の語録を嘉興藏[50]に收めた。それは聚雲派の存在を広く世に知らしめると共に、一派東漸のための布石の一擲であったとみられるのである。七月、師は、曹公、張公、呉公、楊公、錢公、朱公等、本郡の有力な衆紳、暨中洞濟の名刹の巨匠、為則範（一六二〇―一六九二）、介庵進（一六一二―一六七三）、朗亭挺（一六一五―一六八四）の諸師、前住持古雲傑、本山の耆宿の請を受け、天寧に晉住した[51]。三山の天寧開法は、江湖諸山の衆僧の等しく注目するところであり、聚雲法門の評価もそれによって自ら定まることになったといってよい。従ってそれは予てからの念願であった聚雲一派の

江浙への進出が果し得られるかどうか、事の成否を左右する重大事であった。よって三山としても慎重を期し、準備にも時日を費し、専ら精力をこれに傾注して事を運んだようである。

天寧寺開堂は康熙八年の冬に当る。

師は三門、仏殿、護法殿、祖師殿と順次歩みを進めて方丈に入って座に據り、上堂して聖寿の無窮を祝祷した後、巴水の流域岷山の四方の地は、これ我が慶忠先師が法化を盛行せし地である。燈來は今、檇李鴛湖の界に向かい、まさに些子の氣息をもって諸人の正眼を薫開せんとす。道へ報恩の分ありや也た無しや云々、と問いかけている。この時白槌師をつとめたのは靜聞禪師であった。茲において三山は、聚雲一派が妙善の宗統を承け、西蜀に法化を弘揚して今日に至ったものであることを嘉禾の禅門の龍象、護法の縉紳を前にして公言披露し、一門の存在と、禅門の宗派としての真正性を江湖に訴えかけようとした。そしてその後に為すべきことは、一門の総帥として徑山に登り掃塔することであった。康熙九年二月、師は徑山に赴かんとしたが、その願いは遂に達成されることなくして終った。(52)

因みにこの前後に、徑山あるいはその子院に住していたのは大慧派ではなく、虎丘派に属する古堪性冲(53)（一五四〇－一六一一）、南明慧廣（一五七六－一六二〇）、雪嶠圓信（一五七一－一六四七）、及び密雲法派の費隱通容（一五九三－一六六一）、同系三峰派の具徳弘禮（一六〇〇－一六六七）、碩揆原志（一六二八－一六九七）、やや遅れて五嶽濟玹（？－一七二二）の諸師であった。費隱は法の授受には厳正で仮借なく、その面授嗣法の強調には聚雲派を索制しようとする意識が働いていたのではないかと思われる。漢月は吹萬に対し理解ある態度で臨んだが、具徳がどのような反応を示したかは確認し得ない。ただ徑山一門が暫く費隱に加担し、その見解を容認していたらしいことは、聚雲派への対応の仕方から推測するに難くないところである。(54)

三山はこの頃から積極的な動きをみせている。特に師が急遽東上して嘉禾の教界に一石を投じ、周辺に波紋を生ぜしめたことは、徑山に関係ある緇素の耳目を聳動し警戒の念を強めさせることになったものであろう。少なくともこの時点で、三山が聚雲一門を代表して徑山に掃塔しようと

したことが、歓迎されなかったのは明白な事実であるといわねばならない。望みなしとみてか三山は、郡の縉紳諸公が慰留するのを振切るようにして帰国の途についた。その時僧俗数千人が、比麗橋に師の西帰を見送った、と伝えられている。その間の経緯について、師は口を緘んで語ろうとしていなかったところをみると、かなり大きな衝撃を受けていたと思われる。

この多少とも示威的動きを伴った一連の挙は、聚雲派の存在を世に顕示する上に少なからぬ効果はあったようであるが、反面江浙諸山、殊に徑山一門の反感を買う結果となった。これより遡ること二年、康熙六年に同門の燈炳は徑山に大慧の祖塔を掃い帰国しているから、不首尾に終った原因は三山その人の動止にあったと見なければなるまい。五月に師は磐城に、十一月には高峰に帰った[55]。康熙十年、向化侯の請を受けたが、辞するに建塔の事あるを以てし、実際十二月に鐵壁、衡山二師の塔を造立した。翌十一年には李屏山が童眞を訪い、西江へ赴かんことを勧説したが、童眞はこれを辞退して受けなかった。李公はいう。聚雲一派は漸く徑山の道を弘揚しつつあるが要地に拠っていない。また祖と仰ぐ大慧から時代が遠く距っているところから、人の信を獲ち得るのが難しい。よってここは一番三山に奮起を促し、弟兄相い呼応して事を運べば一件の成就も難くはないであろうと。かくて三山に再度来浙を要請したのであった。

李公の言に力を得てか師も心を動かし、漢口に抵り童眞と臥雲[56]に会し善後策を練った。そこで先ず童眞を遣して所を得しめることとし、自らは秋も暮れてから浙に向かう計画を樹てたかのようである。

康熙十二年、三山は萬県に赴いて向化侯の対霊を為し、田、王、程三居士の問道の書に答えた。この時、来浙を慫慂する童眞からの書に接し、東行せんとした矢先、大雨のため祖塔が損壊したとの報せを受けて高峰に帰った。しかし以後結局は宿願を果し得なかった。

康熙十三年、呉平西の叛乱があり、黔、滇より蜀に至る地域が変に巻き込まれた。よって師は曇華に至り、次いで衆僧と共に一旦茶廳樓に移ったが、この年高峰へ還った。翌十四年塾江に出でて雙親の墓を祭り、牛首靈巖寺に結夏し、その冬再び高峰に帰山した。十五年には忠路宣撫覃公

が官を差して迎えたのでこれに応じて司に至り、楚籓寺に寓した。覃公はその翌年、城北雪子塘の麓に善述堂を新創し師を請した。そこで正月、三山は入院して厳しく学侶を鉗錘したのであった。この頃師は講説の最中に俄かに頭暈を覚えたというが、幸い事なきを得たという。

康熙十七年、師は錦屏山に登り、「柔遠閣記」「望天壽山感賦」を製している。因みに天壽は受業師たる南師が帰寂した地である。その冬師は江を出で、途中崇寧鎮において玉眉亮の返書に接した。玉眉は、師の語録によると、生前に法嗣氷絃を儲けていたとされているが[57]、『三山年譜』では、耳庵の場合と同様に、三山に後事を託したように記されている。従っていわば代付の形である。こうした事から聚雲派では、当時三山が一門の掃趨をさえ左右するほどの統括力を具えていたことが知られるのである。

康熙十八年、三山は大笑崇の迎えを受けて寶積寺[58]に赴いたが、春には高峰に帰って「雲崖和尚塔銘」「玉皇院中興碑」を撰し、耳庵の塔を掃い、忠路の善述堂に入った。忠路は楚・蜀両国の交界に位置した交通の要衝であったが、荊南所属の二十四司、川東所属の二司は共に三山の化に向かい、学侶雲集して容るる所なきほどの盛況を呈していた、と伝えられている。その冬、師は高峰に還ったが、偶々東夔に変あり、よって江を渡り南下してしばらく白巖寺に止った。翌年石砫の宣慰使馬崇山の請を受けて三教寺に寓し、四月には忠州へ帰って慶忠老人の塔を掃った。この時州守余三朋、遊府李中珍が懇ろに請益している。月を逾えて師は高峰に帰って学人の勘験に力めたが、齢七十に垂んとする師の精力の消耗を気遣ってか少息を勧める者もあった。師は、宗綱の不振は仏法を荷担する者の咎である。高齢を口実に怠慢懈弛すること許されるであろうか、と之を斥けている。親しく「天寧常住碑」を製しているところからみると、耳庵一門は、依然三山の傘下に置かれていたものであろう。

康熙二十一年、三山は汪星斗等三居士の請に応じて桂林の圓通寺に説法をなし、翌年までこの地に留まったが、緇素の来り諮法する者多く、法会の盛大なること未曽有なりと記されている。康熙二十三年には、松藩の土兵が乱を起こした。よって郡守朱公は、師を延いて九亭[59]長安寺に居らしめた。この頃に玉眉亮の嗣、永絃法公が来って院事を理

したといわれている。

同年四月、師は高峰に回らんとして行装を治え、路糧を弁じた。そこで周囲には、師が江浙への行を為さんとしている、とみた者もあったらしい。次いで六月望、立雪見公が師を迎えて夏を度り、大笑、氷絃らと共に高峰へ帰り、学人の接化に当ったが、鉗錘益々辛辣にして、毫も染病の徴しは認められなかったが私かに師は、時の近いのを自覚していたとみられる。そして遂に書を発し、諸縉紳、同門の兄弟、門弟等に道契を辞した。その頃偶々總戎胡道之の訃報に接した。師は、「去り得て好きは俗漢」といい、胡公が師に先立って卒去したのを怡んだという。その多感で好悪の情の激しい一面を覗かせた挿話であるといえる。

已にして師は予め後事を嘱し、入塔の時期だけでなく場所まで細かに指事を与えた後、浴を索め「得大自在」の四字を龕額に大書し、龕中に端坐して遺偈を書き了るに及び、筆を擲って瞑目した。門人達が、再来して度を作されんことを希い、悲号するのを見て、「汝等児女の態をなす勿れ」と窘め、「また返らざらん」と答えている。師は続けて「汝等なんぞ哭泣の声に易えて念佛の声とせんや」、と促された。ここに衆人の念佛の声は大いに震うに至り、梵楽空に揚がるうち、師容を仰視すれば、宴然として奄化し去っていたという。行年七十有二歳。

師の行実を窺う上に重要な資料である『高峰三山來禪師年譜』[60]は、門人性統の編述にかかる、とされている。確かに性統は、後に明らかなように聚雲派の発展に大きな役割を果した師僧であるが、三山門下での臘次は最も低く、師の示寂の時点にあっては歳二十四に満たぬ若輩で、未だ世に顕れるに至ってはいない。年譜の序は康熙三十五年に萬峯至善によって書かれているところから、年譜そのものも三山の寂後十年近い歳月をかけ、資料を蒐集按配して成書としたものとみられる。しかもそれは、早くから三山に親炙した者が目にし伝聞したところを語録の記と対照しながら敍述したもののようであるから、異聞誤伝の混入も免れず、あるいは遺漏を存し、悟迹の機微を尽さぬ点が存するとしても敢えて異とするには足りない。しかしこれが師の行業を窺い知る上に、唯一の重要な手掛りを提供するものであることは疑いないところである。世寿七十有二、開堂

四十三年。忠州高峰寺に塔がある[61]。なお法嗣別庵性統は、後に普陀山澄靈澗に鐵壁の舍利塔と共に、三山の衣鉢塔を建立している。そしてその時期は、康熙三十七年前後と推定される。

師の年譜や行実等の記を通観し、その言行風儀から推察するに、そこには近世的な禅の特徴が認められるのである。即ち古来禅の学道者に通じてみられるような、直ちに法の源底に徹し世外に超出し、個事究明に専念するという如き行き方ではなく、時として第二義に堕するとの批判にも甘んじ、社会の動向に順応しつつ、聚雲の禅の旗幟を掲げて、着実且つ有効に教化の実を挙げようとする現実的対応の仕方が目立つのである。それは宗派定立の立ち遅れを挽回し、大慧祖の法灯に連がる一派として教界に認知されるためには止むを得ない措置であったのかも知れない。そうした傾向は、嗣の別庵にも認められるところである。それは唐代の禅者が志向した、絶学無為、任運無作の行道とは遙かに径庭を存するものであったといえる。この一門各代の師僧達が、旧来の伝統的権威たる法（dharma）は暫く別として王威帝権など世俗的権威を重視し、世栄さえ容認するのに吝かでなかったのは、移ろい行く時の流れが然らしめたものであろうか。

三山燈來は文辞弁捷、筆力縦横、行動力に富み、激烈な個性を具え、強い牽引力を有した異色の禅の指導者であり、明末から清初にかけてその道誉は西蜀に普くして、周辺の地にも広く名を知られるに至ったが、その嗣に別庵を得たことによって更に知名度が上り、評価が高まったのは正に僥倖というべきであろう[62]。

## 三　聚雲派の大成に寄与した功労者

三山來公の門人済々たる中で、別庵性統（一六六二―一七七一）は、夙に英俊の聞え高く、晩生に属するとはいうものの卓絶した才藻に恵まれ、二十有五の若輩の身を以て一門の輿望を担い、高峯に師席を襲いだ後、飛錫東遷して江浙の要地に化を弘めんと、南海の名山普陀に登って遍く法雨を以て霑し、朝野の士庶の敬重するところとなり、徑山大慧の真伝を紹継する者と認められ、聚雲法派の存在を広く世に知らしめた。師は一門法統の認証、教団組織の整備、法化活動の伸張など必要とされる事業を統括的に大成

した功労者としての栄誉を担うに値いする者といえよう。

## 1　別庵性統の行業――その入道から開法まで――

師は、西蜀潼川府安岳県にあって、世々儒を生業としていた龍氏の出である。父の明宇公は、明の社稷が潰え清朝が興起するに及んで農に帰し、忠州の高梁に居を遷し爾来川東の人となった。師の生誕をめぐっては一場の祥瑞譚が伝えられている。即ち公は、白龍が江に浮び一童子を護衛して懐中に入り、善く保護するよう嘱したのを夢みた。その時、もし男子を得たならば必ず出家させよう、と誓いを立てたという。

生後三カ月、明宇公は夔州西龍の無言性養[63]を延いて命名を嘱した。六歳に至り郷塾に就いて学問を修めるや、盛名一時に冠たり得たといわれている。十一歳の時、父の憂に遇い、脱白を志したが、授業師が師を鍾愛していたこと、また師が科甲中の人材として嘱望されていたことなどもあって、一部がその出家に難色を示した。この時總戎李公偶々傍に在り、官となるもよし、和尚となるも好からん、といった。そこで別庵は、「好し和尚とならんには」と心内の思いを吐露した。明公はこれを許したが不運にも無言養公の示寂に値い、三山に就いて薙染することになった。康熙十一年、師が十二歳の時のことである[64]。以後師は梵行を持し、精進堅確であったと伝えられている。それより無言の法弟に当る又山性證に就いて久しく経論を修学し、また三山に請益して禅学を参究し、下手工夫に努めた。三山は、自家の屋裏に向かって打点すべきことを教えた。そこで師は平日読過せし経史を以て、頭より微細に検究したのであるが、手の下しようもない、といった有様であった。師は、三山の法弟衡山燈炳にも親炙して、その提撕を蒙っている[65]。一日、衡山が来至した。師は晨に起き問候するに、衡山が瞑目して端坐せるに値う。師は礼拝して起ち、威を震って一喝した処、山は杖を拈じて強か師を打った。師はいった。「和尚の棒折れたり」と。山は端坐したまま顧みようとしなかった。師はいった。「者の老漢者裡に向かって牛在るを覓むるごとし」と。後に衡山は燈來に対して、「兄がこの晩子を得たるを喜ぶ」と告げている[66]。衡山は早くから、師を有為の人材と見なしてその将来に期待していたようで、別庵が未だ童稚であった時分、「異時我が徑山の道を弘むるは、子を舎いて誰かあらん」と明言

していたことが伝えられている。

康熙乙卯に次いで同十九年、東夔に再び変あり。この時三山は江を渡って白巖寺に赴いた。師は三山に従って地を避けることになったので止むを得ずして衡山に礼別した。すでに齢七十に垂々としていた衡山は、垂涕して別れを惜しんだが、その悲声は久しく別庵の耳朶から離れなかったといわれている。因みに衡山は別庵にとって師伯に当るだけでなく、深く久しい連がりがあったところから、師は康熙三十四年に、その語録を棗梨に付し世に公けにしている。

別庵が三山に参じたのは、その晩年であったから、決して長期に亙って師事したとはいい難い。一日三山は、天命の章を論じ、見るなく顕るるなしの句に至り、瓶鶩[67]の公案を挙して互いに発明するところあり、語未だ了らざるに師は、覚えず欣然として点首した。三山がすかさず驀面に一掌したところ師はいった。「出でたり」と。これを聞いて三山は呵呵大笑した。師はこの年に具を円かにし、次いで侍司に充てられた。『普陀洛迦新志』所収、別庵の伝には二十二受具し印可を蒙る。と見えている。二十二は康熙二十二年を指すのであり、従って師二十三歳の時ということになる。これに関して『別庵禪師同門録』は、三山の七旬に当り同門の師僧が会聚した時、師は三山に記剳を請い、付嘱せられたことをいう。こうした付法の形は例が少ない。既に肯心自許するところがあったのであろうか。偈にいう。「佛祖位中の人、心は佛祖の心の如し。佛祖位中の人、行は佛祖の行の如し。心行佛祖の如くして自ら度し人を度し、竟に汝よく自らを度するを願い、還た須らく人を度すべきなり。汝の心と行とに憑って肇めて我が聚雲興る。同門の望に辜くなし。老僧の心叮嚀なるに負うこと莫れ。嘱を汝に付せん。願に乗じて群情を度せよ」と。かくして師は衆に首となり、心を教化に潜め妙諦を融証したのであった。

## 2　聚雲派の江浙進出
### ——別庵の普陀入山と化道の広播——

康熙二十四年に三山が帰寂するや、その後を承けて師は高峰に開堂した。翌二十五年、別庵は、弘く東南に化を弘めるようにとの三山の遺命を憶い、江浙に走り、先ず本師の塔銘の撰述を子相沈公に嘉禾に丐い、次いで徑山に登っ

て大慧の祖塔を掃い、漸くにして長年に亘る宿願を果したのである。天童山の山暁本晳（一六二〇―一六八六）は、同郷の誼みを以って別庵を歓迎した。師は暫く客席に留められ、種々便宜を蒙ったようである。[68]

康熙二十六年、別庵が定海の普陀山に入り法雨寺に寄寓していた時、和碩裕親王[69]浙江提督陳世凱、兵科屠粹忠[70]旧住普容明益等は、師に法雨に住せんことを請うた。明益はこれより先、康熙二十三年に法雨の住持となった人であるが、同二十六年に席を同門の自求福に譲って退院した。幾許もなく屠公が、重ねて明益を延かんとしたのであったが、益は別庵に請うて席を主らしめんとした、という次第である。

かくして師は普陀の後寺に進院することになった。南海普陀は古来名山として名を知られていたが、当時法雨は悽涼として満目荊榛、瓦礫が丘をなし、絶えて荘厳の色相なし、という惨状にあった。師は草を薙ぎ茅を結んで雨露を凌ぎ、律を教え持戒を説くなどして寺門の経営、教化の事に着手した。師はまた明益のために精舎数楹を建造して退居の処とし、供うるに四事を以てしたとされている。かくて法雨には、程なく僧衆が四来雲集した。師は接衆に当って、鉗錘すこぶる綿密であった。この頃に至って師の道望漸く四隣に高く、康熙二十八年、聖祖の第二次江南巡幸の際、師の名は早くも宸聰に徹り、特に帑金を賜わって寺宇建造の事に当ったが[71]、師は経理して寮舎の規模式廓惟れを謹み些かも疎略にすることはなかった。

この年、師は武林の檀護の請を受け、仁和県東園の永壽禪寺[72]に入院した。開爐上堂の語に曰う。照用齊しく施し全穀中即ち權實を全活し　兼ねて雙放の處に到る　雙收を具し根塵を剿絶し窠臼を掃除す　鉗錘高擧するに一任す凡を煅き聖を煅き爐鞴弘く開き何ぞ烹佛し烹祖するを妨げん　頑銅鈍鐵一氣に銷鎔し　眞金を躍冶するに自ら色を變ずることなく普く圓通して瀾窄を烈燄堆中に没す　一點の雪畢竟如何　季秋寒からず孟冬にもなお熱きがごとしと。清新の意気軒昂たるを見る。ただ永壽はあくまで兼摂の形で、普陀との関わりはその後も長く保持されていたものである。永壽寺はこれより十五年を経た康熙四十三年、聖祖から寺額を贈られている。

いま恩恤の事に関連して、清朝の宗教政策を考えてみよ

う。蓋し儒は治者の学とされ、血族社会を支える原理を提供するものとして重んじられており、その点は前代と大きく変らない。佛・道二教については、世祖朝はしばらく措き、聖祖、世宗、高宗の治世、政府当局は、基本的には両教の体制、風儀を厳しく粛正する方針を以て臨み、折に触れてこれを抑圧整理せんとし、また度牒の発給を極力抑制するなどして僧道の数の逓減を図り、その弱体化の為の策を講じたのであった[73]。これら三帝の佛・道に対する好尚、待遇には個人差が認められるのはいうまでもないが、このうちとくに乾隆帝は、佛・道には信を措いていなかったとされている。康熙帝はといえば、なお佛法尊崇の念を遺留していたようであり、名山の護持に意を用い、時に伽藍の修建を資け、賜物して高僧の道誉を顕彰している。また聖祖は、江南に巡幸すること六次に及んだといい[74]、しばしば佛寺に帑を下し御書匾額等を賜うていることが知られる。

以下に『江南梵刹志』[75]から一例を引き、続いて府州別に同様な事例の件数を挙げておく。

江寧府

靈谷寺

國朝　康熙四十六年

聖祖仁皇帝南巡臨幸　賜御書靈谷禪林四字匾額

御書天香飄廣殿 云々　御書石刻金剛經二部

御書泥金心經一卷　御書白居易絶句金扇一柄　御書木刻藥師經一部

即ち江寧府 4、蘇州 15、松江 4、常州 9、鎮江 9、淮安 5、揚州 10、太倉州 1、安慶 1、池州 1 となっている。但し徐州、通、寧國、太平、盧、鳳陽、潁、滁、六安、泗等の府州にはその事例あるを見ない。

高宗も江南臨幸六次[76]に及び、浄慈、理安、雲棲等、名刹凡そ十五個寺を歴訪して感興を詩文に託して表宣しているが、それらは何れも景勝探幽の記といった趣きが濃厚なものである[77]。けだし両帝の南巡には、民情の視察、治安の確認と、兼ねて清王朝の盛世を誇示する政策的意味合いも多分に含まれていたとみられるが[78]、傍ら江南の大刹の若干が余沢を蒙ることになったのであり、聚雲派をはじめ関係する禅門諸流にとっては当に稀有なる祥事として歓迎され、その事が切りに喧伝されたのであった。続いて以下に別庵に対する康熙帝による賞賜の事例を挙げ、併せて開法の次

第を年次を追って敍し、その世俗的光栄と唱導法化の軌跡を辿ることにしたい。

### 3　清の聖祖と別庵性統

別庵性統が蜀の地を後にし、錫を南海普陀に留めるに及んで、その道風日に茂く声望彌々重しとせられ、四方より書帛の要請あってほとんど虚歳なしといった有様であったという。師の化門の盛大化の理由としては、聖祖の思惑は別として、結果的に帝が後楯とされたこと、またその恩遇が広く世に知られたことが挙げられ、期せずして清室の余光に浴したことが大きく一派の命運を左右したと見られるのである。(79)

康熙三十五年、上は翰林宋大業に命じ、御書の金剛經両巻を、前後両寺に分賜されており、翌三十六年には師は楊曾渠、および監院達聖等の請を受け、杭州の妙行に進院した。同寺は杭州錢塘県城北二圖にあり、北関の主刹とされており、また東浙の名藍として広く世に知られていた。師は兼ねてその第三十四代の法席を襲ぐことになったのであった。

康熙三十八年、聖駕杭州を巡り、行在において乾清宮太監提督丁阜保、太藍馬士恩等を差して金壱千両を両寺に分賜せしめられた。その後太后および六宮の公主からも賜金のことがあり、御書の金剛經二巻が両寺に分賜され、また「普濟群靈」「潮音洞」の額を前寺に、「天華法雨」「梵音洞」の額を後寺に、別に性統には念珠一患を賜うている。この時香を普陀に進めしめ、性統をして「蘇臺雨景」の詩に題せしめる等の事があり、御書、三額と、別に振宗、妙光、聖因の三額を賜うて普陀、治平、徑山、接待等諸所に分掛せしめられ、また「添壽」の二字を書して性統の母に贈られた。極めて異数のことである。

康熙四十三年には御製の碑文各一道を両寺に賜い、また宣布聲聞、藏經閣、永壽寺の額を賜与されており、性統に命じて詩を賦せしめたが、それは「無覺有空色相消」を首句とするものであった。賦畢るや瀚海石の硯一方、豊澤園の墨二錠を賜与されている。

康熙四十四年二月、師は母を省みんと南に還り、妙行改め聖因寺に至った。いま省親のことについて一言すれば、凡そ出家者たる者は世俗的な一切の繋累を断ち切って修行に専念し無為を証得することが本務とされており、そのた

め肉親への恩愛の情を捨離することが求められてきた。唐代永嘉玄覺は、母と姉を扶養したことで世の非難を浴びたといい、他方馬祖道一や玄沙師備の峻厳非情な対応が逸話として伝えられている。ただこの時点では、別庵省親の事が寧ろ褒賞に値いするとして喧伝されていたかのようである。三月、師は御書の心經二部、心經塔一軸を下賜されている。

康熙四十六年、駕蘇州に幸し、師に人參一斤、瓜果等の物を賜った[80]。

康熙四十七年、杭州の孫文成、江南の曹寅、蘇州の李旭といった織造[81]三公が、自在觀音救度佛母の二相を齎らし、両寺に分給している。

康熙四十八年、内務府員外郎噶達渾をして香を降さしめ、帑金二百両を齎らし来り、並びに織造孫文成に詔して普陀の僧衆の人数を査明せしめ、米石を運んで海[82]に出すを許し、永く定例たらしめた。その間の経緯を見るに、性統と心明両師が入京した際、当事の詢問に遇い、談たまたま寺内の過活（くらしむき）の事に及んだ。即ちこの一両年、米石を海に出すことが厳禁されていた為、米糧が不足し、多くの僧衆が散去したことがあり、その間の事情を告げ報せたところ、必要な糧米の額を算出し、定例に擬して具奏するという段取に至った。その時奸民による米石糴糶の対策まで議論されたようである。この年八月、両師は杭州へ赴き、織造孫公との会議を経て、普陀両寺に住在する僧人六六六人、その一人一日当りの食米を一升として、一年分を合算した二三九九石六斗の米が毎年陸続として運載搬入されることになり、巡撫が官を差して査給をなし、執照を給するという、普陀にとって望ましい結論を得た模様である。なおこれは当時の普陀山における生活の実態、叢林の規模等を窺う上の恰好の資料であり、興味深い話柄を提供するものといえる。

康熙五十二年、師は入覲して祝釐をなし、旨を奉じて清梵寺に寓し、初めて貝を永寧寺に賜い[83]、再び淵鑑齋に召見せられて紫衣二襲、隨侍に紅衣十襲を賜い、上は親しく齋筵を視られ、甚だしく寵遇を沃がれたと伝えられる[84]。

康熙五十五年、上は使に命じて山に至らしめ蜜錢珍果等の賜物がなされた。

康熙五十六年には、曹谿の祖席を以て師に叅至するよう

命じられた。よって当に飛錫を謀らんとしたが脾疾陡かに作った。上は事を耳にし使を遣して慰問せられ、薬治を賜ったという。[85] ただこの頃、師の命数は漸く尽きんとしていたようである。もしこれよりさらに一両月永からしめれば、師は親しく曹谿に詣り、遠く遡って南宗禅の法源に聚雲の燈を連延と繋ぎ得たであろうに、勅命による韶州行を目前にしての師の卒去は惜しみても余りあることであった。この年十月朔、師は法宝を護持し正宗を堕墜せしめることなきよう衆に諭して化を遷した。寿五十七、臘四十五、本山蓮華峰右に塔した。

関連して塔について一言すれば、時は康熙三十六年頃と思われるが、鐵壁禪師舎利塔を徑山および普陀の澄靈澗[86]に、三山禪師衣鉢塔を同じく澄靈澗に造立した。それは法雨の伽藍法、人法が、事実上等しく新創の聚雲法派に帰属したことを意味すると解されるが[87]、かかる事は、偶々請に応じて一住した師僧の到底能くするところではない。何れにしても別庵の入山によって、普陀山の歴史が大きく塗り変えられ、普濟寺を始め、その周辺が清室の恩沢に与り、種々余慶を蒙ることになったのは、志の記述に徴して明白である。

以下少しく師の示寂直前の動静について追補し、結びとしたい。

師は予て普陀東海中の朱家尖、順母塗開墾田銭糧の蠲免（ケンメン）を希望していたが、康熙五十六年、心明と共にその恩准を請うている。これについて『聖因接待寺志』には詔して普陀合山の田賦を免ぜられたと記されており、師は詔到りし日法服を披し、萬壽宮の亭に詣って礼謝し、謝訖るや徧ねく大殿祖堂を謁し、倶に徘徊すること良久しうし訣別の意あり[88]、旋って方丈に還り遺表を繕写して進呈したと見えている。但し墾田の銭糧を一概に寛免する措置は、手続上年内にではなく、翌五十七年十一月に執られたと見るのが自然である[89]。謝というのはそれに先立つ内示を承けてのことと推測される。

以上縷説したように別庵性統は、康熙帝から累歳賞賜せられ、恩遇の重深なるは殆んど異例といってよい程である。それは偏えに師の道徳高逸にして化道の盛を謳われたことによるのであろうが、傍ら詩作に長じ、また恐らくは声容ともに帝の好尚に叶ったことによるのであろう。庶人

の間柄でいえば相互に意気投合するところがあり、俗な表現を仮りれば、馬が合うというか、対勁児、投縁的であったことによる、と見る他はないであろう。

なお師の法を嗣いだ高足として、洞徹空明、翠崖必、斗南暐、玉峰空懐、樂道空經、見灯空焱、文樵空體、法澤明智等[90]八人の名が知られ、余の入室印心の者は一百八人を数えたと伝えられている。

なお禅門では他に類例を見ないが、普陀山においては、住持や名徳の僧の公堂[91]を立てるのが恒規とされており、以て後人が諸祖の芳躅に攀じる縁（よすが）としたもののようである。当初別庵の旧公堂は小規模のものであったが、光緒十八年に朱家尖[92]に香灯田百畝を築き、新公堂を建立し、輪流薦献が為されるに至った。

いま一つ本派に独自な行法として、首九二九三九と順次修設し、畢九に終る、盡九日の忌日法会がある。これは鐵壁以後に行われたとみられ[93]、しかも一門のすべてに及ぶものではないが看過し得ない事実である。因みに聚雲派開法地の一部に含まれる平都山は、福地と称せられ道教が栄えた地域であるところから[94]、九幽抜罪など道教儀礼との関連も想定されるが、確定的な文証は見出し得ず、法儀成立の経緯、営修の時処位等、不明な点が多く残されている。博雅の士の考究解明に期待したい。

**注**

（1）田華國撰「吹萬禪師塔銘」中華藏二―五八　No.二二九、巻二〇所収。

（2）圓爾は無準から『大宗派圖』を伝法の証として授けられ、将来したという。玉村竹二『日本禅宗史論集』下之一・三九三頁以下。

（3）例えば『佛祖宗派世譜』『禪燈世譜』『緇門世譜』等。

（4）『曹溪源流頌』（費隱の答頌）崇禎三年、『曹溪正宗源流頌』（機雲の頌）康熙中刊。簡略ながら包括的なものとして『五家語録』巻首に「五宗源流圖」が収められており、遅れて道光二十二年に印行された『五家宗派』には、佛祖源流として、五宗の源流訣を載せている。拙著『明清佛教教團史研究』三四九頁。

（5）『聚雲吹萬廣眞禪師語録』巻上、湖東禪院における上堂の語中。

（6）忽滑谷快天『禪學思想史』巻上五五九、七四九頁等参照。

(7) 忽滑谷博士　前掲書　巻下七四頁。
(8) 浄符は承古を指して桑門中の罪人なりと厳しく難じ、會元、續燈に列せられること久しきが故に、しばらく之を存す、といっている。拙稿『祖燈辨訛』考釈　二、愛知学院大学『禅研究所紀要』第一四号。
(9) 宋代には、息心し以て心源に相応し、肯心自許すれば相資相伝を借らずして遠く往古の大善知識を師としてこれに嗣法することがあったという。
(10)『吹萬禪師語録』巻八―六。洞門で源流、世次等について論じた書に為霖道霈『洞宗源流辯謬』がある。
(11)『三山來禪師語録』巻八、『喬松億禪師語録』巻二、『萬峯眞禪師語録』巻四、『野雲映禪師語録』巻首（不分巻本）中華藏二―第五八、七七、七九の各冊。
(12) 聚雲派の源流についての論難はこの頃止息していたものであろう。中華藏　二―七九所收。
(13) 拙著『明清佛教教團史研究』三六二、四五四頁。
(14) 前掲『吹萬禪師語録』所收「行状」参照。
(15) この自序なるものは後人の追刻と思われる節がある。文中自称は、予、予、三山老漢、吾、と言い換えられている。老漢は卑称として用いられることもあるが、号と併用するのは不自然で、尊敬する第三者を指示している趣があり、全体として自序とするには疑問が存する。又續蔵所收本は文字が不鮮明で、埋め木を施した挖改本のように思われる。
(16)「五家宗旨歌」が成ったのは、印証されて後、間もない頃のことであろう。
(17) その年時を暗示するものとして、性統祝髪の年の語が見える。とすれば乾隆十一年中に当る。
(18) 中華藏二―五八、『三山來禪師語録』巻一六―四。同上二―七九、『竺峯敏禪師語録』（以下竺峯録と略記）楞嚴寺録序。
(19) 別庵の拝登については、『續燈正統』序、および前掲、竺峯録　六等参照。
(20) 禅の語録　17　荒木見悟『大慧書』二五二頁以下。
(21)『吹萬禪師語録』巻一、および「行状」第六紙。
(22)「治平鐵壁禪師年譜」（以下鐵壁年譜と略記）五二紙、七年戊申の条。
(23)「三山來禪師年譜」（以下『三山年譜』と略記）七〇紙、二十四年乙丑の条。
(24)「鐵壁年譜」十四年辛巳、『高峯喬松億禪師語録』巻一―三。『三山年譜』二年癸卯、三年甲辰の条等参照。
(25) 圓通は、三山が開法した桂林の圓通寺である可能性が高い。桂林の学人大参は、曽て又山の会下に在ったようで、これとの連がりも考えられる。但し長溪の圓通も傘下の寺刹の一であり、確言し難い。
(26)『斗南諱禪師語録』中華藏二―七九、No.四八八、巻上―六。

(27) 興化禪院の所在地は、宜興、荊溪と記されていることがあり、志によって記述に異同が存する。それは時期による行政区画の変動を反映するものであろう。他に地名表記に古称が用いられる場合があり、よく知られた地名により、漠然と広域を指示することもあって厳密さを欠く場合も少なくないので注意を要する。

(28) 『翠崖必禪師語録』中華藏二―七九、No.四八七、巻二―三。なお超永は福源道安靜（一六一二―一六八九）の法嗣で、当時声望の高い学匠。平坡は旧名圓通、香界。

(29) 『別菴禪師同門録』中華藏二―七七、巻上―一六。以下『別庵同門録』と略記。

(30) 三山は「法門分誼凛然千古」と自負している。叢林では首座の席を領する者が師を輔けて接衲し法弟を鍛錬するのが普通であるが、三山下ではこの関係が全体に及び徹底していたように思われる。

(31) 三山の伝歴に関する資料としては、語録の他、『高峰三山來禪師年譜』が詳しい。明續蔵八五―七。中華藏二―五八、No.二四五所收。

(32) 師は十五歳の時、翰林陳公の女を納れ、二子を挙げている。

(33) 『禅学大辞典』は、南浙を号、二を諱の下字と解し、一人のこととみなしているようであるが、南・浙は別人である。両師については後に改めて述べることにする。その所住弔巖山は、忠州の東七十里にあり。獅子山に相対する一峰で、鳳凰山に在るといい、碧天等が住した所である。『吹萬禪師語録』巻十二、巻十九等参照。

(34) 東明寺は、忠州の南三十里、崇里七甲に在り。『忠州直隸志』巻三―四二。

(35) 陳援庵『明季滇黔佛教考』巻五、遺民之逃禪、第十四、十五。釋氏之有教無類（階級、親疎の別なく教えを垂れる）第十六。

(36) 福本雅一『明末清初』二五七頁以下。

(37) 『三山年譜』にはこの事に触れない。因みに笨漢の語を禅者は賞讃の意味をこめて用いることがあるが、ここでは寧ろ一分の難詰の語感を伴っている。

(38) 巴掌の示寂の経緯に関しては、玉眉の語録、また部分的断片しか伝えられないが、氷絃録の付記、及び拙稿「鐵眉三巴掌とその急逝をめぐる疑惑」『印度學佛教學研究』第二八巻第一号等を併せて参照されたい。禅語では毒手を師家の悪辣な接化の手段の意に用いることはあるが、「毒害惡發」「償債酬寃」というのは尋常ではない。

(39) 『三山年譜』にも文眥上座、陳公が助揚を請うたので、止むを得ず衆に首となったと記されている。

(40) 聚雲派の学人教導の形態ないし慣行からすれば、何れに嗣いだとしても不自然ではないように思われる。

(41) 三山が開法した興龍禪院は夔州府梁山県敦里二甲にあ

り。光緒二十年に朱言詩等が編印した『梁山縣志』には、一三〇個寺を超える大小の寺庵が收録されているが興龍の名は見えず、興隆寺は、東路と小西路に在ったことが知られる。この頃までに興龍は廃寺となっていたのであろうか。梁山の近辺では清末に至るまで破山の声名はなお近隣に聞え、雙桂禪院も名刹として顕れていたが、聚雲一門の影は薄く、入蔵書として密雲系諸師の語録は列挙されているが聚雲派に関しては片言隻語のこれに触れるところはない。なお聚雲は萬縣興龍禪院に開法している。

(42) 五雲は、高峰と共に三山に縁りの深い禅院の一で、同じく梁山県に在ったものであるが、上掲の『梁山縣志』には名が挙げられていない。先の典籍の記と併せて、清末における聚雲派の頽勢を裏書きすると解してよいであろう。

(43) この年三山は、県令舜聘曾等の請に応じ、重ねて五雲に結制、上堂している。

(44) 両師は他に、二薩埵とも尊称されている。(二師塔縁起)

(45) 『梁山縣志』には、小西路に高峯寺あり、と記し、別に高峯寨寺の名を載せる。地勢の状から推してこれをいうか。

(46) 古来法堂は、禅院に不可欠な堂宇とされたが、明末以降大刹でもこれを欠く仏寺が現れた。聚雲は、「國初已來なお存するものあり。四家評唱し宗風を變易するを以て法堂没するに迄る」と述べている。『吹萬禪師語録』巻一八―五。ここにも法堂の記は見られない。

(47) 夔州府雲陽県にあり。山号を盤石山という。

(48) 忠州東北高峯山にあり。鐵壁の寂後塔前に建てられた院名。康熙四十三年の建立と伝える。

(49) その第一は、一大事因縁としてしばしば言及されている徑山に掃塔をすること。第二は、西蜀以外の地に化を伸張すること。第三は恐らく巴掌に関わる秘事であろうと推測される。

(50) 版は徑山寂照庵にあり、嘉興楞嚴寺總司(經肆)が経典流通の事に任じた。清初には早くも経典を賒取する者があったこと、経価の高騰が話題とされており、批を奉じ県の行令を仰ぎ、議して価値を定めんとした。いわゆる藏經直畫一とは、印刷装演等の諸経費を定んで常値とし、恣に低昂するを得しめざる措置を施したものである。なお楞嚴寺は治の西北二里に、三山が入院した天寧寺は、治の北一里に在り、互いに近接していたが、行政区画の上では前者は嘉興県、後者は秀水県に属していたとみられる。

(51) ここには密雲系の法属が含まれていないことが注目を惹く。

(52) 『三山年譜』には、それに関して、「欲上徑山掃塔不果」と記されているだけで事由経緯は明らかにされていない。

(53) このうち古湛は、萬暦三十八年、徑山に回り、在山数カ月にして卒した。費隠は、順治七年、同十五年に徑山の法席を董し、積衰久しく兼ねて兵燹によって交訌せる徑山を、力

を竭して主持したという。具徳は康熙六年に入院したが、程なく化を遷し、一門の碩揆が後を襲いだ。なお五嶽入院の時期は遅く、関わりは認められない。

(54) 檇李の譚掃庵居士の如きは、費隠の主張に理解を示している。『費隠禅師紀年録』下、八年辛卯の条。

(55) 三山は、康熙八年六月に嘉禾に来って天寧に寓し、七月には本院から拝請され、十一月に入院開堂しているのであり、手際よく事を運んでいる。師が高峰へ帰山するまで嘉禾滞留は十六カ月を超えていない。その間径山掃塔が成らなかった憾みは残ったであろうが、嘉禾の縉紳や尊宿と誼を通じ関係が深められたようで、その成果は少なしとしないといってよい。

(56) 童眞が、孝感縣簡堂禅院の請を受けた時、師が止住していた湖廣鄂州大別山臥雲院。大別山は漢陽府城東北百歩にあり。

(57) 『玉眉亮禅師語録』偈讃の条に、「囑氷絃首座」と見えている。氷絃は永壽に出住した大笑崇公の後を承け、武林に化を開いたことが知られる。

(58) 夔州府萬縣に在り。観音山と号す。

(59) 九亭山は、忠州東北一百二十里にあり。『忠州直隷志』巻一―五。

(60) 三山の語録は、いち早く康熙六年に師の自敍を付して一旦刊行されたが、康熙三十五年に別庵が編述し、至善の序を付した年譜が嗣刻され、語録と併せて再版されたとみられる。なお原目は二十八巻であったといい、その間、巻数目録の表示等に異同が生じたとみられる。

(61) 康熙十年末に慶忠塔が建てられた時、鐵壁を正中に、衡山を左、三山を右に配する構成がとられていたとされている。従ってこの時に成った三山の塔は壽塔といわれるものである。さらに康熙四十三年には、塔前に院が建立され、塔院の名で呼ばれ、院側には開禧寺が存し、開禧塔院として知られている。

(62) 別庵の行履からして、師は三山の衣鉢の継承者に止まらず、その家風の忠実な具現者であったといえるであろう。

(63) 無言は順治十五年、西龍の普陀に出住し、康熙十年、長慶に転錫し、その後ほどなく化を遷したと推測される。

(64) 『三山年譜』二十四年乙丑の条に、師の剃度が、三山五十九歳の時のことであったとあり、両記が合致する。

(65) それは又山が湖廣荊州忠司善述に出住する以前のことであろう。又山は圓通に次いで地藏にも住したようであるが、その所在地は分明でない。

(66) 『別庵同門録』巻下―一参照。

(67) 公案の中では余り知られていない則であるが、南泉の嗣陸亘大夫が、鵝鳥を瓶の中で養っているうちに大きく育って瓶から出られなくなった。そこで鵝鳥を損わず、瓶をも壊さず外に出す方法が問われたのであった。その時南泉の呼び掛

けに大夫がすかさず応諾したところ、南泉はいった。「出也」と。ここにおいて大夫は解を開くことができたというのである。『傳燈録』巻一〇、『五燈會元』巻四、『道樹録』第七九則。

(68)『聖因接待寺志』には、師が山曉本晳を訪うたことに続けて、提軍陳公に寧署にて晤い、当事が和碩裕親王の札を奉じて師を普陀に延いたことがいわれているから恐らくその仲介によったものであろう。震華師は、別庵が天童に住したように記しているが、前後の動静から、客留であったと見られる。

(69) 諱は福全、順治帝の第二子、生時その母は庶妃であった。康熙六年異母弟に当る聖祖から裕親王に封ぜられた。在世一六五三―一七〇三。『清朝文獻通考』巻二四六―七〇四八、新興書局刊本『清代名人傳略』上、六六八頁。

(70) 浙江省定海県の人、号は芝巖。『艮山雜志』には司諫と記す。但しこれは元以後廃官とされている。後に兵部尚書に至る。著に『三才藻異』『靈樟記』等あり。『國朝耆獻類徵』巻五一、『清史稿』巻二二。

(71) 定海の總兵黄大來が、普陀廃墜の状を奏し、これを承けて侍衛萬爾達、禮部掌印郎中觀音保等が帑金千両を齎らし、それによって蓋修がなされた。

(72) 武林の東北、慶春・艮山二門城隅の間にあり。四面はみな菜畦野沼で、もと一小庵に過ぎなかった。龔嘉儁・李榕纂『杭州府志』巻一、圖説一七。同上書巻三四、寺觀一―七。『浙江通志』巻二二六、寺觀一―三。

(73)『塚本善隆著作集』巻五、二二五頁以下参照。

(74) その主たる目的は、黄河の堤防工事の状況視察であったというが、多くの佛寺に詣でている。寺田隆信『紫禁城史話』。帝はまた即位後間もない頃、モンゴル地方の巡察を行ったという。嘉木楊凱朝「モンゴル仏教における禅浄の研究」同朋大学『佛教文化研究所紀要』第二十四号、四六頁。他に、高晉『南巡名勝圖説』『康熙六旬萬壽盛典圖』康熙五十五年。江燦騰編『清代佛教史料輯稿』には普陀には関説するところがない。

(75)『中國佛寺史彙刊』第二輯、第三冊所收。原本は『江南通志』その巻四三から四七まで。

(76) 乾隆十六、二十二、三十、四十五、四十九の各年次。『乾隆八旬萬壽聖典圖』(参考図)参照。

(77) 前掲『杭州府志』首巻之一、二、宸章。

(78) 清 高晉等撰『南巡盛典』恩論、天章の条。

(79) 以下『別庵同門録』『普陀洛迦新志』『聖因接待寺志』等の記述を比較しながら、康熙帝による恩遇に関する事実を列挙しておく。但し典拠を逐一明示することは煩雑に亙るので避けたい。

(80) この時、普濟寺住持心明、慧業、徳藻等も各一分を受けている。なお以下主として別庵に関わることを録することに

する。

(81) もともと宮廷政府内で使用される錦、羅織物、絹布、軸帛等を製造する所で、表記三処に儲けられており、織造監督が事務を管掌した。この頃には用務の範囲が拡張されていたかのようである。

(82) 海は普陀山の所在たる定海県を指しているとみられる。

(83) 『聖因接待寺志』にいうところ。『普陀新志』には、同年正月、北京の暢春園に在って、性統並びに心明に対し紫衣各一襲を下され、侍僧五人に紅衣各一襲、その他の賜物があったという。暢春園は、京城西直門外十二里、海淀にあり。聖祖御門聴政引見の処という。『皇朝通志』巻三三―一一。

(84) 別庵に対しては、独り聖祖のみならず、皇太子、皇太后、親王、郡王、公主等からも賜金賜物が頻繁に行われ、これらを概算しただけでも十三件に上る。

(85) 別庵は生前退休の処として、普陀大雪浪山麓に逸雲庵を創建しているが、自適の時を過ごす余裕はなかったようである。ここには光緒の間、天王殿が造立されている。

(86) 朝陽嶺の北に圓應峯あり。澗は舎利塔を回り北流していた。

(87) 中国の仏教寺院は十方住持制を建て前としているが、明末頃から寺院が特定の法派に専有される傾向が一部に認められる。

(88) 師はすでに死期近きを感知していたのであろう。

(89) 従ってここでは『普陀新志』の記述を肯うのが妥当であろう。

(90) 法雨寺は別庵の寂後、その法嗣の間から選任されることになったようである。この時点では、未だ制度として確定を見ていた訳ではないが、実際上法雨は十方選賢叢林から傳法叢林へと変質したことが知られる。

(91) 公堂は普陀山に特有の施設で、祖堂の類いとみられる。これと異なるのは、住持となった祖師の名を冠した個別の堂宇であることで、恐らくは讃仰祀拝の場として広く開放され、遺品や著作などが収蔵されていたものであろう。なお近代の中国では、法廷、正庁、役所内の集会所、学校等を指すのが普通である。

(92) 朱家島は舟山列島最大の島で、普陀山の東南にあり。朱家尖は最高峰。清代定海直隷庁に属し、民國元年後定海県、一九五三年普陀県分置。

(93) 『三山來禪師語録』巻六―七。『大笑崇禪師語録』巻中―九。

(94) 平都山は名山とも呼ばれ、道教では七十二福地の第四十五番目に列せられている。その所在は酆都県東北三里許り。なお酆都は道士の方語で地獄を意味し、世に冥山鬼城として知られている。

## ◉付録　聚雲派歴代諸祖と開法の地域寺刹

### 表・略図　凡例

一、表一には、四川の諸地域に化を開いた聚雲一門の師僧のうち、所住の明らかな五世三十二名について、世数、通番等を付して配列表示した。

二、表二には、それらの諸祖が出住した寺院名に、所在の府州県名を冠記し、山名の知られるものは括弧内にこれを記し、世数と通番によって関連を検索できるようにした。

三、原文が、府、里等、部分的表記に止まるものは、帰属する府の後部に一括して収載した。

四、府州県の配列は、『讀史方輿紀要』のそれに準じ、寺刹は五十音順によった。

五、略図には、府州名をゴシック体で右から左へ横書きとした。

六、㊞は、府治の所在を示す。

七、県名には白丸印を付し、縦書きとした。（略図の作成に当っては、『支那省別全志』付図その他を参照した。）

### 関係諸地沿革概要

1　梁山　唐に萬州、次いで梁山軍、また萬州に復し、元には梁山州、明初、州を省き梁山県に入れ、清代には忠州に属した。

2　忠州　唐貞觀八年忠州、天寶の初め南賓郡、乾元初め忠州に復す。宋代忠州南賓郡、夔州路に属し、元に重慶路、明代重慶府に隷属。

3　酆都　唐宋代、県は忠州に属した。一旦廃され、紹興の初め忠州の所属とされ、元代は之により、明初豐を酆に改めた。

4　涪州　唐に涪州を置く。天寶の初め涪陵郡、乾元の初め涪州に復し、宋は之による。元には涪陵県、明代涪州。

5　石砫　元には石砫軍民府、次いで軍民宣撫使司、明には石砫安撫司、重慶府に隷す。嘉靖末夔州に属し、乾隆中石砫直隷廳。

### 表一　歴代の諸祖

| 世数 | | 通番 | 号諱 | 本貫 |
|---|---|---|---|---|
| I | | 1 | 吹萬廣眞 | 宜賓 |
| II | | 2 | 鐵壁慧機 | 營山 |
| | | 3 | 三目慧芝 | 忠州 |
| | | 4 | 鐵眉慧麗 | 趙州 |
| III | | 5 | 石樓燈昱 | 益州 |
| | | 6 | 眉山燈甫 | 彭山 |
| | | 7 | 衡山燈炳 | 合江 |
| | | 8 | 三山燈來 | 墊江 |
| | | 9 | 三空燈杲 | 蓬州 |
| | | 10 | 喬松燈億 | 鄰水 |
| | | 11 | 般若燈譜 | 忠州 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12 | 野雲燈映 | 鄮都 | |
| | 13 | 童眞至善 | 渝州 | |
| | 14 | 竺峰幻敏 | 鄮陵 | |
| | 15 | 普門燈顯 | 涪陵 | |
| | 16 | 體如燈慧 | 忠州 | |
| | 17 | 惺徹燈法 | | |
| | 18 | 雲巖燈古 | 忠州 | |
| | 19 | 覺樹燈世 | 忠州 | |
| | 20 | 耳庵燈嵩 | 鄮陵 | |
| IV | 21 | 卓峰性珏 | 忠州 | |
| | 22 | 千夫性一 | 忠州 | |
| | 23 | 無言性養 | 塾江 | |
| | 24 | 大衍性豫 | 忠州 | |
| | 25 | 立雪照見 | 塾江 | |
| | 26 | 惺若性定 | 忠州 | |
| | 27 | 雲林性現 | 忠州 | |
| | 28 | 大笑性崇 | 岳池 | |
| | 29 | 鑑堂一 | | |
| | 30 | 別庵性統 | 安岳 | |
| | 31 | 玉眉性亮 | | |
| V | 32 | 氷紘空法 | | |

表二　開法の寺院

| 府・州・県・寺（山）名 | 世数 | 通番 |
|---|---|---|
| 夔州府 | | |
| 雲陽県曇華寺（磐石山） | III | 8 |
| 萬県雲來禪院（寶峰山） | I | 1 |
| 萬県雲來禪院 | II | 2 |
| 萬県雲來禪院 | II | 4 |
| 萬県大佛寺 | II | 4 |
| 萬県寶積寺（觀音山） | IV | 28 |
| 梁山県[※1]慶忠寺（太平山） | II | 2 |
| 梁山県長慶雲集寺（靈峰山） | III | 20 |
| 梁山県五雲寺（五峰山） | III | 8 |
| 梁山県五雲寺 | IV | 22 |
| 梁山県高峰寺 | III | 10 |
| 梁山県高峰寺 | III | 13 |
| 梁山県高峰寺 | IV | 30 |
| 梁山県興龍寺[※2] | I | 1 |
| 梁山県興龍寺 | III | 6 |
| 梁山県興龍寺 | III | 8 |
| 梁山県太平寺 | III | 9 |
| 梁山県長慶寺 | IV | 24 |
| 天元寺 | III | 16 |
| 西龍寺 | IV | 23 |
| 重慶府 | | |
| 忠州　雲巖寺（牛首山）[※3] | II | 2 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 忠州 | 雲巖寺 | Ⅲ | 12 |
| 忠州 | 開禧寺（五峰山） | Ⅲ | 8 |
| 忠州 | 慶雲寺（福城山） | Ⅲ | 7 |
| 忠州 | 慶雲寺 | Ⅳ | 21 |
| 忠州 | 廣積寺 | Ⅳ | 25 |
| 忠州 | 聚雲禪院※4（三目山） | Ⅰ | 1 |
| 忠州 | 聚雲禪院 | Ⅱ | 2 |
| 忠州 | 聚雲禪院 | Ⅱ | 3 |
| 忠州 | 聚雲禪院※5 | Ⅲ | 15 |
| 忠州 | 常樂寺 | Ⅳ | 29 |
| 忠州 | 翠屏寺 | Ⅰ | 1 |
| 忠州 | 崇聖寺（玉印山※6） | Ⅲ | 8 |
| 忠州 | 治平寺※7 | Ⅱ | 2 |
| 忠州 | 治平寺 | Ⅲ | 12 |
| 忠州 | 治平寺 | Ⅲ | 14 |
| 忠州 | 治平寺 | Ⅲ | 15 |
| 忠州 | 竹庵（玉印山） | Ⅲ | 11 |
| 忠州 | 天寧寺（五峰山） | Ⅲ | 20 |
| 忠州 | 天寧寺 | Ⅳ | 31 |
| 忠州 | 東明寺 | Ⅲ | 6 |
| 忠州 | 東明寺 | Ⅲ | 17 |
| 忠州 | 曇華寺（桐柏山※8） | Ⅲ | 15 |
| 忠州 | 巴臺禪院※9（郭屏山） | Ⅰ | 1 |
| 忠州 | 萬松寺 | Ⅱ | 3 |
| 忠州 | 萬松寺 | Ⅲ | 18 |
| 忠州 | 寶聖寺※10（南城山） | Ⅱ | 2 |
| 忠州 | 永興庵※11（高城山） | Ⅴ | 32 |
| | 酆都地藏院（平都山※12） | Ⅱ | 2 |
| | 墊江蘿月庵 | Ⅳ | 27 |
| 涪州 | 廻龍寺（涪陵） | Ⅲ | 15 |
| 涪州 | 吟翁寺（芙蓉溪） | Ⅱ | 6 |
| | 石砫吉祥寺（太平寨） | Ⅲ | 7 |
| | 石砫華厳寺（牛南山） | Ⅱ | 4 |
| | 石砫三教寺※13 | Ⅱ | 2 |
| | 石砫三教寺 | Ⅲ | 6 |
| | 石砫聖佛寺（青山） | Ⅲ | 2 |
| | 石砫石峰寺※14 | Ⅱ | 2 |
| | 石砫石峰寺 | Ⅲ | 6 |
| | 松藩九亭長安寺 | Ⅴ | 32 |
| | 龍橋※15天湖 | Ⅳ | 26 |
| 地址不詳 | 優曇禪院※16 | Ⅳ | 23 |
| | 圓通寺※17 | Ⅲ | 6 |
| | 伏虎庵（靈峰） | Ⅲ | 20 |
| | 靈峰寺※18 | Ⅲ | 6 |
| | 長溪※19雲集寺 | Ⅲ | 6 |

破山派初代開法の寺刹と所在地

順慶府　渠県祥符寺　　破Ⅰ　1
　　廣安州大竹県佛恩寺
　　廣安州大竹県無際寺
夔州府　萬県萬福（年）寺（大白巖）
　　開県大寧寺
　　梁山県金城寺
　　梁山県雙桂福國禪院
　　梁山県太平寺（萬峰山）
瀘州府　江安県蟠龍寺

**注**

※1　洪武七年、梁山州を省き、梁山県に入れる。『大清一統圖』では、忠州に編入されているが、ここでは『讀史方輿紀要』に従う。太平山また方斗山といい、慶忠は別に棲賢とも称した。

※2　順治九年開創、旧石龍寺。

※3　また牛頭山、州東五十里にあり。

※4　忠州城北二里、三目山麓に位置す。

※5　燈顯の住山は短期であったようで年時を明確にしないが、語録機縁に「師住聚雲時〔云々〕」また「後歸聚雲」と見えている。

※6　忠州東九十里、大江の北にあり。一名石寶山。

※7　巴子城東一里にあり。唐の龍興寺。

※8　忠州南、崇里五甲にあり。一名桐柏庵。

※9　忠州西二里西山頂にあり。唐の龍昌上寺。

※10　忠州曹溪下十里許り。南濱寶聖寺。

※11　忠州三峽内にあり。また劉家寺ともいう。崇禎十四年開創、同十七年兵燹に会う。康熙五十一年、氷絃来って募化、同五十三年修建。翌五十四年、師は振宗寺の慶に赴く。

※12　平都県東北二里余にあり。張道陵二十四化の一。仙都觀は唐建、宋に景徳、また白鶴觀ともいい群仙の府として知られた。

※13　石砬廳東、廻龍山の前にあり、南濱河に臨む。

※14　石砬城東六十里の地にあり。

※15　奉節県東南十里に龍橋寺あり、関わり不詳。

※16　忠州南五十里、崇里四甲在優曇寺をいうか。

※17　忠州の北、治を距てる六十里許りに廻龍山にあり。地名は尹家垻。圓通寺は山の巓に在り。宋宣和中創建、乾隆九年重修。『忠州直隸志』巻二一三。

※18　靈峰寺は山名に因んだ雲集寺の別称と推測されるが確証を得ない。

※19　前掲梁山県の雲集のことと考えられる。長溪は里名の如きものであろうが未確認。

## 四川省府県図
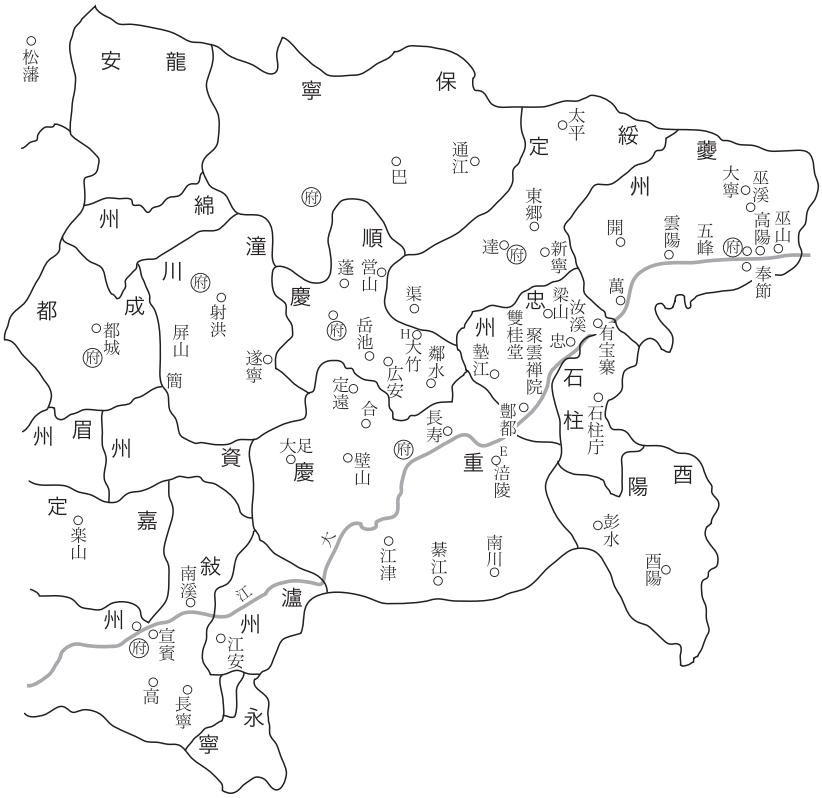
——聚雲・破山・両派開法の地——